

1	<p>金属加工機械</p> <p>(イ) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>(ロ) 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>(ハ) せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ニ) 鍛造機</p> <p>(ホ) ワイヤフォーミングマシン</p>
2	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)
6	<p>木材加工機械</p> <p>(イ) ドラムバーカー</p> <p>(ロ) チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p>
8	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)